第４章　地域で学び・働くために

1　保育・教育

現状と課題

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。

引き続き、大阪市が進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「教育・保育施設」という。）では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。教育・保育施設では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を実施する必要があります。

発達障がいの認知、理解が進み、多くの発達障がいのある乳幼児が入園所しています。また、医療的ケアの必要な児童の教育・保育施設への入園所も増えています。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨をふまえ、教育・保育施設において引き続き医療的ケアの必要な児童の受け入れ体制を整備していく必要があります。障がいの内容、程度が多様化している中、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援が必要です。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校及び義務教育学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努

めています。

小・中学校及び義務教育学校において、障がいの状況に応じた指導を必要とする児童生徒が増加する中、一人ひとりのニーズに応じた適切な学びが提供できるよう、通常学級における合理的配慮や授業の工夫、通常学級に在籍しながら一部障がいに応じた指導を受けられる通級による指導、特別支援学級における指導など、適切な学びの場の選択ができるよう学びの充実を図る必要があります。特に、どの学校にいても必要に応じて通級による指導が受けられるよう、「自校通級」の拡充を図ることが喫緊の課題です。校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

市立特別支援学校は 2016（平成 28）年４月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小・中学校及び義務教育学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生活指導支援員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行ってきましたが、引き続き、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の充実が必要です。

「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション[1]の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

[1] 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられています。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和４）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

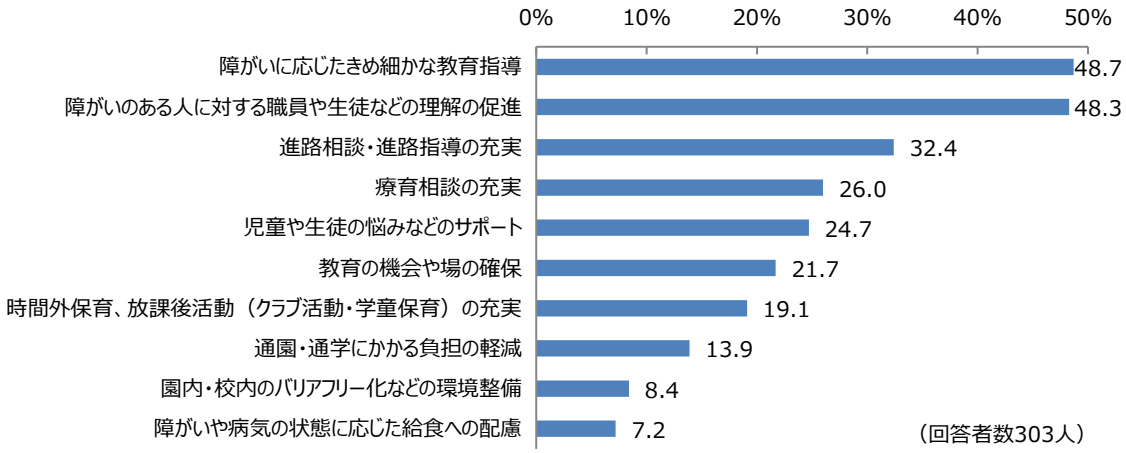

「障がいに応じたきめ細かな教育指導」が最も多く、一人ひとりのニーズに応じた教育・保育が求められています。また、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」と続いており、障がいに対する理解の促進が求められています。

○ 通学等をしていて思うこと【複数回答】（障がい者家族用調査票）

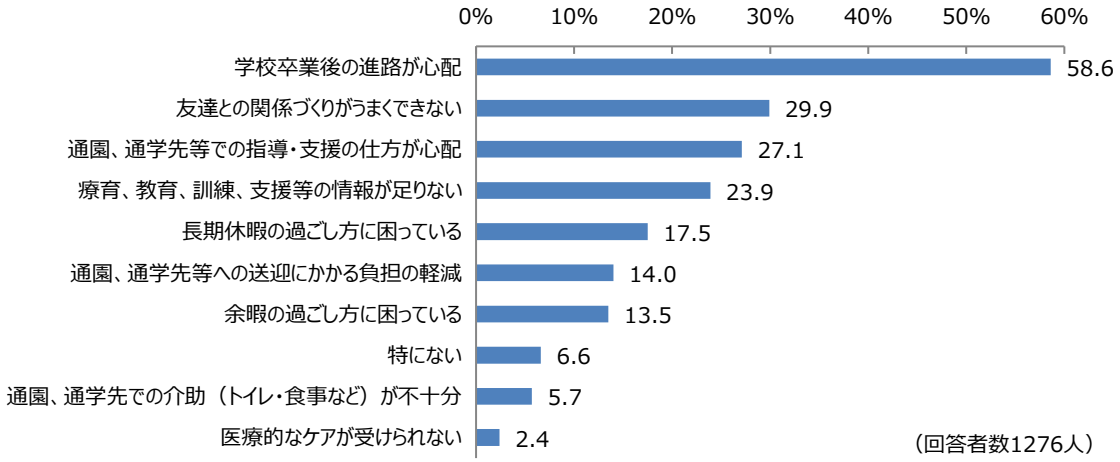

「学校卒業後の進路が心配」が５割を超えており、卒業後の進路について不安に感じていることがうかがえます。

◆◆

（　課　題　）

① 就学前教育の充実

ア 教育・保育施設における教育・保育内容の充実

イ 教育諸条件の整備・充実

② 義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

イ 教育諸条件の整備・充実

③ 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

ア 多様な教育の展開

イ 自立に向けた教育内容等の充実

ウ 教育諸条件の整備・充実

④ 生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

イ 相談事業・相談活動の充実

ウ 放課後活動等の充実

⑤ 教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

イ 研究活動の活性化

施策の方向性

（１）就学前教育の充実

地域で仲間と共に育ちあい、安心して生活できる教育・保育を積極的に推進し、受入れの促進や、教育・保育内容の充実を図ります。

ア　教育・保育施設における教育・保育内容の充実

- 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、教育・保育施設においては障がいのあるこども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、その内容を保護者と共有し、教育・保育施設と家庭が連携しながら支援を進めていきます。
- 地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

イ　教育諸条件の整備・充実

- 医療的ケアの必要な児童を含め、障がいのあるこどもの、地域における生活の保障及び健全な心身の発達等を促し、福祉の増進を図るため、保育所等の環境整備に努めます。
- 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こど

も園における特別支援教育の充実を図ります。

・ 市立幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、幼稚園介助者サポーターを配置するなど、一人ひとりの障がいの状況や各園の実情に応じて引き続き対応します。

（２）義務教育段階における教育の充実

学校教育全体で、障がいのある児童生徒を受け止めるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図り、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実・強化を図ります。

ア　共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

・ 障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校等がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の学校で学ぶことを基本として取り組みます。障がいの状況に応じた多様な学びの場の選択ができるよう、通常学級や特別支援学級の他、通級による指導の拡充を図ります。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校及び義務教育学校との関係が断たれることのないように、地域の子どもと位置づけ、同年代の子どもたちと授業や交流活動に取組み、相互の理解を深めることができる「居住地校交流」等活用しながら取り組みます。

・ 地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。

・ 障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めるため、障がいのある人もない人も共に学び活動する豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等にかかる取組をさらに積極的に進めます。

イ　教育諸条件の整備・充実

- 小・中学校及び義務教育学校では、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。
- 特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの助言等を実施します。
- 各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。
- 指導主事および巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を学校園に派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校（府立支援学校）による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図っていきます。
- エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデイジー教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- 医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の配置を行い教育・福祉・医療の連携を図り、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備を進めます。

・ 障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。

・ 特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図っていきます。

（３）後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

一人ひとりの生徒に応じた支援計画に基づき、地域における自立した生活の確立に向けて取り組みます。

ア　自立に向けた教育内容等の充実

・ 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化に応じ、一人でも多くの生徒が就労につながるよう、キャリア教育支援センターでの就業体験実習や就労相談担当指導員の活用等により、自立に向けた教育の推進を図ります。

・ 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職の防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

（４）生涯学習や相談・支援の充実

障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき、学習機会の提供や相談事業、放課後活動等の充実に取り組みます。

ア　生涯学習の機会提供

- 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。
- 障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。
- 読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。
- 事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

イ　相談事業・相談活動の充実

- 移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしていきます。
- こども相談センターでは、教育相談をはじめとした事業の充実を図るとともに他の相談機関や学校園・地域社会等との連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

ウ　放課後活動等の充実

・ 児童いきいき放課後事業では、障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動の充実を図るため、人員体制の構築など環境整備を行います。

・ 留守家庭児童対策事業では、障がいのある児童の健全育成を推進するため人員体制構築に伴う放課後児童クラブに対する補助金の充実を図ります。

・ 中学校で学ぶ生徒について、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。

・ 放課後等デイサービス事業として、障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と協働して障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

（５）教職員等の資質の向上

インクルーシブ教育の推進に向けて、教職員等の意識向上及び対応力の向上に取り組みます。

ア　研修の充実

・ すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。

・ 一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、

障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。

・ すべての幼児教育・保育施設の職員がこども一人ひとりの障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を正しく理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修及び研究会の充実を図ります。

イ　研究活動の活性化

・ 教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

2　就業

現状と課題

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

障がいのある人等の地域生活及び就労の支援を強化するために、2022（令和４）年に「障害者総合支援法」や「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正が行われ、就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化や短時間労働者（週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満）の雇用率への算定などの見直しが行われました。また、2024 (令和６）年４月には法定雇用率が 2.3%から 2.5%に、2026（令和８）年７月には 2.7%に引き上げられることとなりました。

一方で、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要であることから、2018（平成 30）年度に創設された就労定着支援事業の質と量の充実とともに、就労系サービスの一時利用や、障がい福祉サービス事業所等と障がい者就業・生活支援センターとの連携強化が求められています。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。また、働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制や、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態が求められています。

障がい者就業・生活支援センターでは、在職者からの相談が増加しており、就職した相談者が長く働き続けられるよう、サービス事業者等との連携や日常生活に関する支援体制の充実に取り組んでいます。

精神障がいのある人については、就労にあたって障がいの特性に応じた合理的配慮等が求められますが、雇用主側の障がい特性についての理解が不十分である等の理由から、就

労には依然として多くの困難があり、就労支援機関・医療・企業等の更なる連携により就労支援に取り組む必要があります。

発達障がいのある人については、多様なニーズに対応していくため、障がい者就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障がい者支援センター（エルムおおさか）、教育機関や就労移行支援事業所等との連携により就労支援に取り組む必要があります。

難病患者や中途障がいのある人については、就業や現職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、様々な制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

さらに、地方公共団体には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」に基づいて障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じる責務があり、調達方針を策定・公表して取組を進めています。

「障害者総合支援法」に基づく福祉サービス（訪問系サービス）は通勤・営業等の経済活動に対する支援を対象外としていますが、2020（令和２）年度より、大阪市重度障がい者就業支援事業によりこれらの支援を提供しています。2020（令和２）年度は自営業を営む重度訪問介護を利用している人を対象とし、2021（令和３）年度からは民間企業に雇用されている人や、同行援護または行動援護を利用している人にも対象を拡充し実施しています。今後さらに制度の周知を進め、重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人の就労機会の拡大と社会参加を促進します。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和４）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **就労に必要なこと、働き続けるために必要だと思うこと【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

（上位 10 項目のみ掲載）

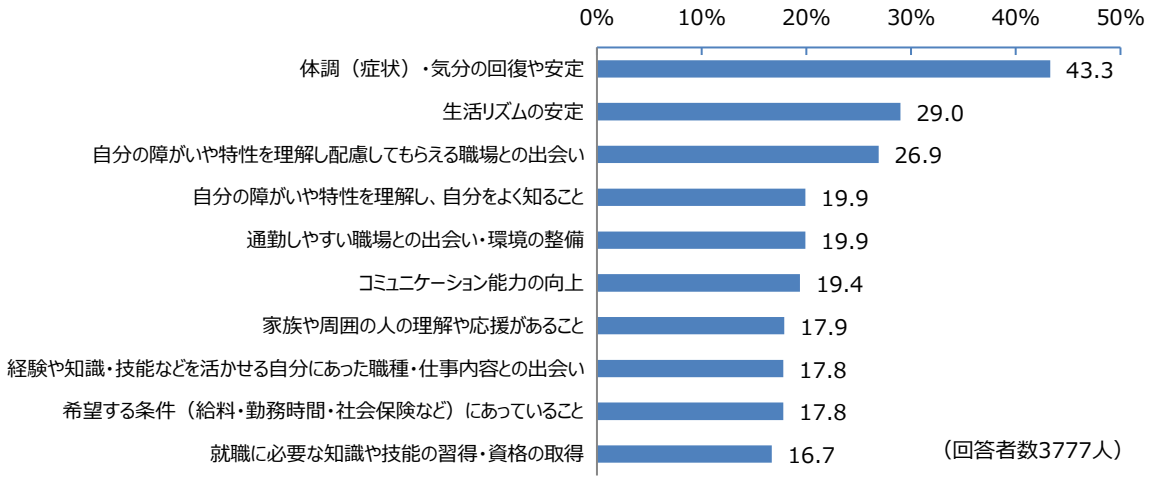

「体調（症状）・気分の回復や安定」「生活リズムの安定」が多く、健康面での支援が求められています。また、障がいに配慮した職場環境、周囲の人の理解、生活面の支援も必要とされています。

◆◆◆

（　課　題　）

①　就業の推進

ア　多様な働く機会の確保

イ　働く場における合理的配慮の推進

ウ　大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

エ　大阪市の事業を活用した雇用創出

オ　障がい者就労施設等への支援

②　就業支援のための施策の展開

ア　地域の就業支援ネットワークの構築

イ　「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

ウ　精神障がいのある人の就業支援

エ　発達障がいのある人の就業支援

オ　難病患者の就業支援

カ　重度障がい者等の就業支援

③　福祉施設からの一般就労

ア　就労移行支援事業者等の支援力の強化

イ　障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携

ウ　就業支援にかかわる支援者の育成

施策の方向性

（１）就業の推進

さまざまな雇用機会の創出に向け、企業等への啓発や本市における全庁的な取組を行うとともに、就業形態の拡大に向けた取組を推進します。

ア　多様な働く機会の確保

- 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。
- 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。
- 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。

イ　働く場における合理的配慮の推進

- 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- 障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- 大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

ウ　大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

・ 職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨、2020（令和 2）年４月に策定した「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の４％を基本に推進し、計画的な採用に努めます。

・ 職員採用にあたっては、「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、2020（令和 2）年度より、特定の障がいを排除し又は特定の障がいに限定しない取り扱いとしています。今後も、職員採用の状況や他都市の状況等の動向を注視しつつ、現行の「知的障がい者長期受け入れプロジェクト」などにも取り組みながら、障がいのある人の就労支援の取組を進めます。

・ 障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。

・ 関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

エ　大阪市の事業を活用した雇用創出

・ 大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。

オ　障がい者就労施設等への支援

・ 大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしてい

きます。

・ 就労継続支援 B 型事業所等の工賃水準について前年度実績以上をめざすことや、販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。

・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

（２）就業支援のための施策の展開

障がい特性に応じた様々な就労支援の充実に向け、関係機関のネットワーク構築や、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

ア　地域の就業支援ネットワークの構築

・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、各区の地域自立支援協議会に参画する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

イ　「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

・ 就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。

・ 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

ウ　精神障がいのある人の就業支援

・ 精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ[2]支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。

・ 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

エ　発達障がいのある人の就業支援

・ 発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。

・ 発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。

オ　難病患者の就業支援

・ 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。

カ　重度障がい者等の就業支援

・ 2020（令和２）年度より実施している大阪市重度障がい者等就業支援事業では、働く意思と能力がありながら、障がいを理由として働くことのできない人の就労機会

[2] 障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のことです。

を拡大し、社会参加を促進することを目的に、就業中における日常生活に係る支援を行っています。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携に加え、支援学校やハローワーク等への働きかけを行い、事業のさらなる利用促進を図ります。

（３）福祉施設からの一般就労

各支援機関の機能や特性を生かした支援ネットワークの構築等を通じ、円滑に一般就労へ移行できるよう支援します。

ア　就労移行支援事業者等の支援力の強化

・ 障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就職後６カ月未満の間は就労移行支援事業者等が、就職後６カ月以降は就労定着支援事業者が職場定着のための支援を行いますが、より効果的な支援が行われるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。

・ 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。

・ 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。

・ また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

イ　障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

・ 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携す

ることにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。

・ また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。

ウ　就業支援にかかわる支援者の育成

・ 障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

第５章　住みよい環境づくりのために

1　生活環境

現状と課題

大阪市の建物や施設について、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善に努めています。

2000（平成 12）年に施行された「交通バリアフリー法[1]」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、障がいのある人や地域の方々の参加のもと、25 地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。2006（平成 18）年 12 月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」が施行されており、引き続き鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障がいのある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正の推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んでいます。

また、2025（令和７）年に開催される大阪・関西万博に向けては、誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大や、情報アクセシビリティの確保をはじめとした事業者や府民理解の促進、交通機関や道路等における環境整備の推進を目指して、府・市の各部局において取組を進めており、万博開催を契機としたユニバーサルデザイン

1　「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としています。なお、2006（平成 18）年 12 月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

の推進に取り組みます。

鉄道駅舎エレベーターについては、「大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱」に基づく助成制度や指導を行うことにより、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化の促進を図っています。

これらの取組により、障がいのある人が住みやすい環境づくりに一定の成果をあげてきたところですが、引き続き、障がいのある人の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応していくことが求められています。また、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro 及び大阪シティバス（株））[2]においては、路線バスの全車ノンステップ化や、地下鉄全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確保するとともに、地下鉄・ニュートラムのすべての乗換駅における乗り換え経路のワンルートを完了するなど、積極的にバリアフリー化を推進してきました。

民営化後も、Osaka Metro では、「ひとにやさしい交通機関」の精神のもと、既設バリアフリー経路の移動距離が長く、また幹線道路の横断が必要となるなど地下鉄利用者にとって不便となっている出入口について、一定の条件のもとバリアフリー経路の改善を目的としたエレベーターの整備を進めています。

また、大阪市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全確保のため、民間鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を補助することにより整備促進を行ってきました。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro）では、今里筋線、長堀鶴見緑地線、千日前線、御堂筋線の心斎橋駅と天王寺駅に可動式ホーム柵を設置し、民営化を経て 2022（令和４）年

[2] 旧市営交通事業の経営形態については、2017（平成 29）年３月に「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことから、2018（平成 30）年４月１日に、地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社に、それぞれ事業を引き継ぎました。

度までに、御堂筋線全駅、堺筋線全駅、谷町線東梅田駅、四つ橋線西梅田駅、大国町駅に可動式ホーム柵の設置を完了しました。2022（令和４）年５月に Osaka Metro が発表した「中期経営計画（2022 年５月改訂版）」では、2025（令和７）年度までに Osaka Metro の全駅に可動式ホーム柵を設置することが示されています。

大阪市では、これまで Osaka Metro が実施するエレベーターや可動式ホーム柵の整備に関する経費の一部を補助することによりそれぞれの整備促進を行ってきましたが、2023（令和５）年４月から Osaka Metro は、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、それらの整備を進めています。大阪市は、エレベーターや可動式ホーム柵の整備が計画的に進められるよう Osaka Metro と協議・調整しています。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅、グループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起こらないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

大阪市では、これまでも市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきているところであり、地域の理解も深まってきているところですが、引き続き、障がいや障がいのある人についての理解促進のほか、暮らしの場の確保に向けた更なる取組が求められています。

さらに、グループホームについては、2015（平成 27）年４月の消防法令改正により、消防設備、特にスプリンクラーの設置義務等が強化されています。

大阪市ではグループホームの実態及び特性を踏まえ、指導や特例基準の策定を行ってきていますが、引き続き入居者の安全確保に取り組んでいく必要があります。

コラム　大阪・関西万博におけるユニバーサルデザインの取組

博覧会協会による「施設設備に関するユニバーサルデザインガイドライン［改訂版］」においては、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を目指し、スムーズな移動がしにくい人や、視覚・音声による情報が得にくい人のほか、伝えること・理解することに配慮が必要な人など、多様なニーズを把握し、計画・設計を行うことが重要であるとされています。車いす使用者の移動の確保や、点字・音声解説、２次元コード等による情報提供やコミュニケーション支援ボードなどのほか、カームダウン・クールダウンルームの設置などの取組が進められています。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和４）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた場面【複数回答】**（障がい者本人用調査票）
（上位 10 項目のみ掲載）

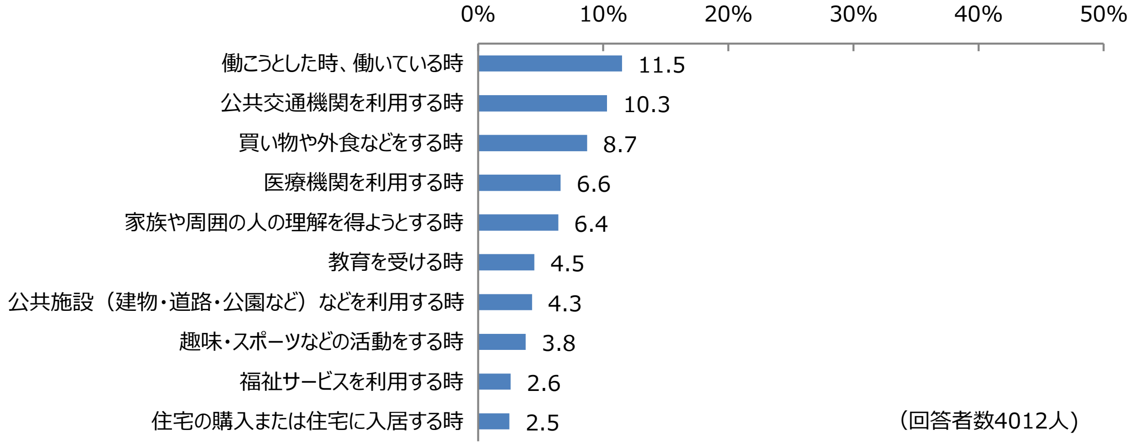

「働こうとした時、働いている時」が一番高く、次いで「公共交通機関を利用する時」が高くなっています。自由記述欄においては、公共交通機関に関して、「１人外出できるほど障がい者に優しい環境ではない」「バスの通路が狭い」「エレベーターの数が少ない。人が多いと乗れない」等の回答が寄せられています。

○ **住まいの場を確保するのに必要なこと【複数回答】**（障がい者本人調査票）

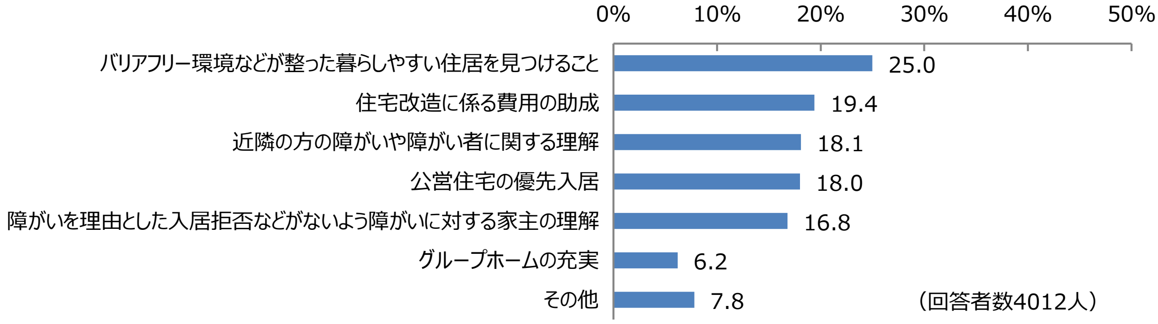

「バリアフリー環境などが整った暮らしやすい住居を見つけること」が最も多く、住まいの場におけるバリアフリー環境の整備や情報提供が求められています。

◆◆◆

（　課　題　）

① 生活環境の整備

ア 市民利用施設等の整備、改善

② 移動円滑化の推進

ア 移動手段の整備

イ 市営交通の事業の引継ぎ

ウ 民間事業者に対する働きかけ

エ 歩行空間の改善

オ 自家用車利用に対する支援

カ バリアフリー施設の情報発信

③ 暮らしの場の確保

ア 市営住宅の改善等

イ グループホームの整備促進

ウ 民間住宅への入居支援

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

オ 住宅に関する情報提供

施策の方向性

（１）生活環境の整備

すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」など関係法令に基づき生活環境の整備を進めます。

ア　市民利用施設等の整備、改善

- 「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。
- 公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備などについて、計画的に改善を図ります。
- 都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。
- また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発していきます。

（２）移動円滑化の推進

すべての人が安全で快適に移動できるよう、「バリアフリー法」など関係法令に基づき、整備および関係機関等への働きかけを行います。

ア　移動手段の整備

- 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

イ　市営交通の事業の引継ぎ

・ 旧市営交通であった地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引き継ぎましたが、これまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。

・ 大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・利用者の声の共有や施策に関する意見交換等を行い、本市もオブザーバーとして、引き続き参画していきます。

ウ　民間事業者に対する働きかけ

・ 「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。

・ 民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。

エ　歩行空間の改善

・ 重点整備地区内の主要な経路（特定経路）を対象に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を集中的に推進しています。その他の地区においても、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推

進し、必要に応じ歩道の設置や拡幅を行います。

・ 交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。

・ 違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

オ　自家用車利用に対する支援

・ 障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

カ　バリアフリー施設の情報発信

・ 市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。

（３）暮らしの場の確保

障がいのある人が地域において安心・安全に暮らし続けることができるよう、生活の基盤となる住宅等の整備を進めます。

ア　市営住宅の改善等

・ 市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。

・ 新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大

阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。

・ 特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。

イ　グループホームの整備促進

・ グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。

・ また、本市においては、強度行動障がいのある人など重度障がい者の受け入れ促進のため、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。

・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。

・ また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めていきます。

・ スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めていきます。

・ グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舎」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の

取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めていきます。

ウ　民間住宅への入居支援

・ 大阪府や Osaka あんしん住まい推進協議会[3]等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。

・ 「大阪市住宅セーフティネット連絡会議」における情報共有などを通じて、住宅部局と福祉部局が連携して、住宅確保に配慮を要する障がいのある人の居住支援の推進に努めます。

・ 保証人がいない等の理由により民間の賃貸住宅等への入居が困難な状況にある障がいのある人を対象として、入居に必要な調整や物件探し等の支援に取り組みます。

エ　民間住宅のバリアフリー化の促進

・ 民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。

・ すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。

[3] 不動産関係団体や民間賃貸住宅の賃貸人、ＵＲ都市機構や住宅供給公社等の公的賃貸住宅事業者、府、市町村等が正会員となり 2015（平成 27）年３月に設立。（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条に基づく居住支援協議会）

オ　住宅に関する情報提供

・ 大阪市立住まい情報センター㈱において、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。

・ 住宅改造及び改修に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

２　安全・安心

現状と課題

防災対策については、2011（平成 23）年の東日本大震災や 2016（平成 28）年の熊本地震、2018（平成 30）年の大阪にも甚大な被害をもたらした台風 21 号など、過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難できるようにすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

2021（令和３）年４月からは、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業所に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務づけられました。非常の事態等に備えて、事業所ごとに、実効性のある計画作成に取り組むことが求められています。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、障がいのある人自身が可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進めることが必要です。その実効性を高めるために、個別避難計画の作成に取り組む必要があります。

大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが重要であり、日頃から隣近所とコミュニケーションを図ることができるよう、様々な啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深める必要があります。

防犯対策については、街頭における犯罪が多発している現状であり、障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、これまでも各地域における講座の開催や啓発冊子の配布など様々な形で啓発・情報提供を行ってきましたが、悪質商法による消費者被害は依然として多く、その手口や対処方法などの知識の普及が必要であることから、引き続き、各地域において啓発・情報提供を行う必要があります。

2020（令和２）年２月に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大時は、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起こり、障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用することが困難となる状況も明らかになりました。新型コロナウイルス感染症については、2023（令和５）年５月に感染症法上の位置付けが５類感染症に移行されましたが、引き続き、障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用できるように体制整備を進める必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和４）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **障がい者施策全般に望むこと【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

（上位 10 項目のみ掲載）

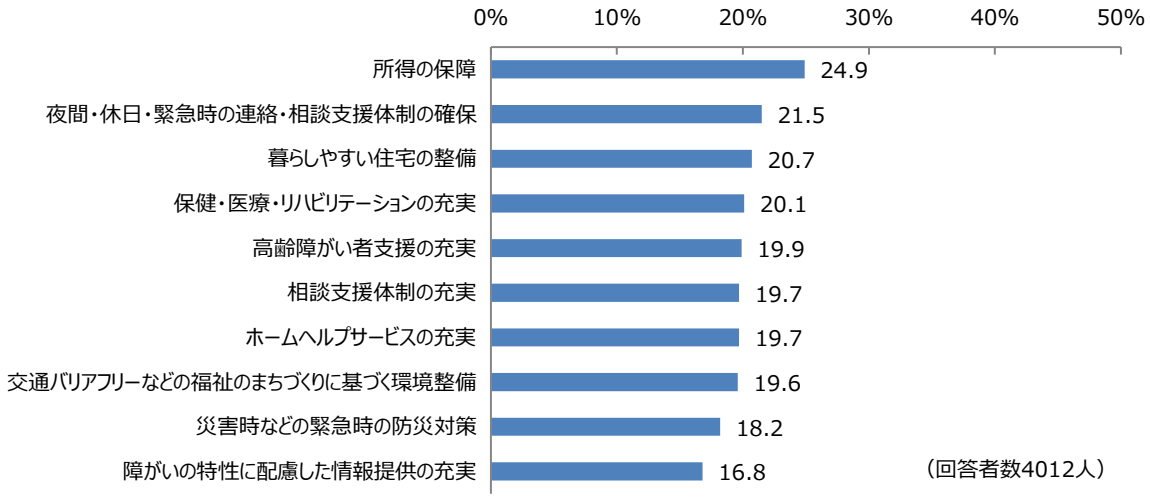

障がい者施策全般に望むことにおいて、「災害時などの緊急時の防災対策」と回答された方が18.2%おられ、防災対策に対する関心の高さがうかがえます。

○ **災害時に必要と思うこと【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

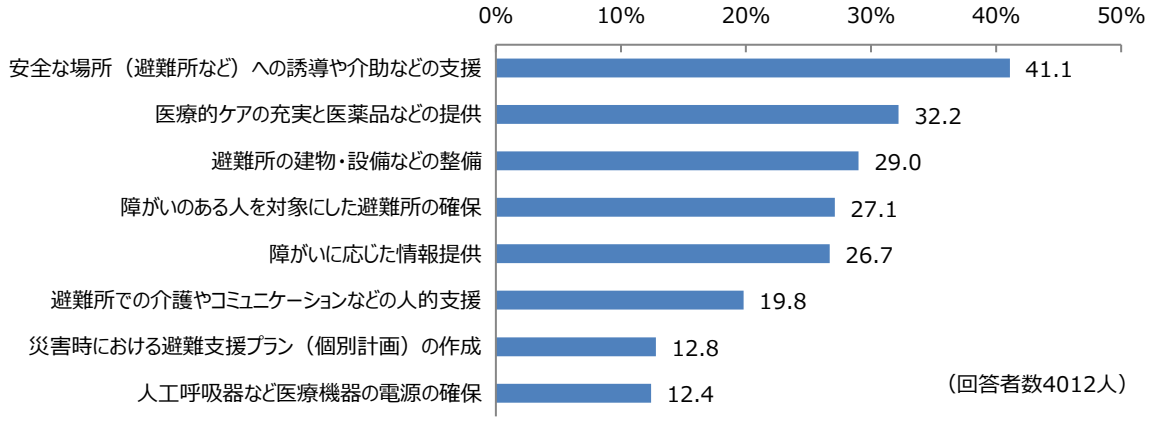

「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者の避難支援の取組の促進が求められています。また、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が続いており、医療的ニーズへの対応が求められています。

○ **災害等の緊急時に協力を求める相手（家族・親族を除く）【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

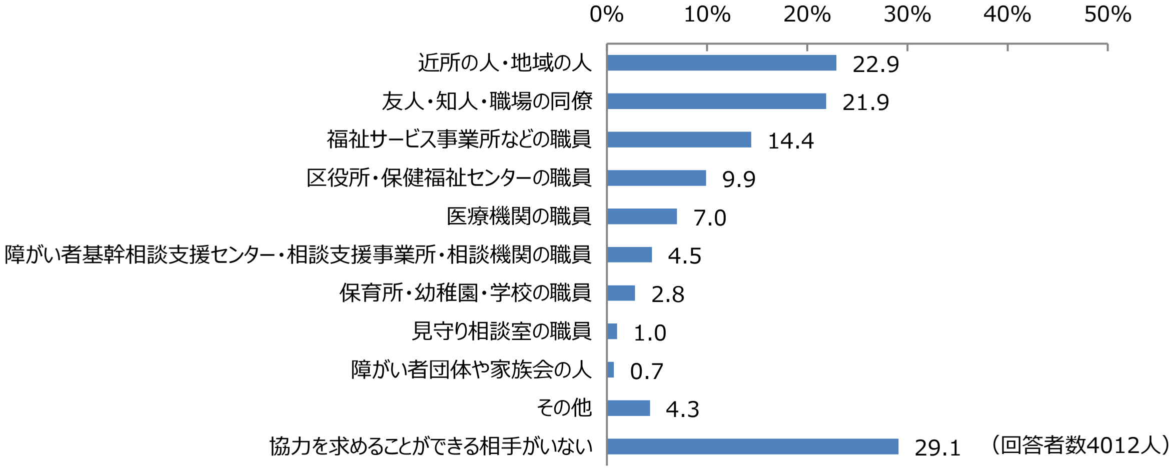

「協力を求めることができる相手がいない」が最も多く、次いで「近所の人・地域の人」となっており、協力を求める相手がいない人の状況や支援内容を把握するとともに、地域において支えあう取組を進める必要があります。

○ **災害時の備え【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

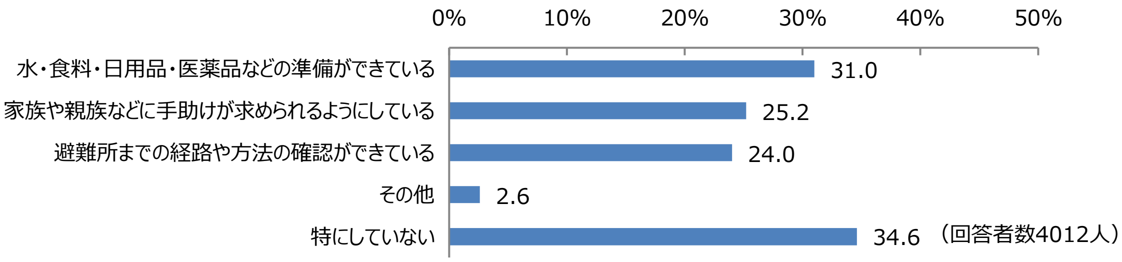

「特にしていない」が 35.0%ともっとも高く、障がいのある人自身が災害時に備える必要があることがうかがえます。

◆◆

（　課　題　）

①　防災・防犯対策の充実

ア　防災体制の強化

イ　災害時・緊急時の対応策の充実

ウ　防犯体制の強化

エ　新型感染症対策

施策の方向性

（１）防災・防犯対策の充実

「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、防災の取組を進めるとともに、防犯体制の強化や感染症対策など非常時への備えを進めます。

ア　防災体制の強化

- 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- 災害や感染症が発生した場合でも、事業所が安定的・継続的に障がい福祉サービスを提供できるよう、事業所における業務継続に向けた計画の策定や研修の実施等の取組について、必要に応じて助言・指導を行います。

イ　災害時・緊急時の対応策の充実

- 障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。
- 地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。
- 災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- 大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが重要であるため、個人情報の保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や個別避難計画の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。
- 個別避難計画の作成を推進するため、区長による推進チームを中心に、地域の理解

や福祉専門職の参画を得るなど地域の実情に応じた取組を各区において進めるとともに、要支援者情報の連携手法の整備、各区の取組状況の共有や支援ツールの提供など、福祉と防災の部局が連携して取組を行います。

・ 様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。

・ 安否確認の体制や社会福祉法人・ＮＰＯ等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。

・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。

・ 障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。

・ 福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。

・ 福祉避難所への移動方法等の対応や受入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取組を進めます。

・ 地域の防災訓練等において、福祉避難所への搬送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。

ウ　防犯体制の強化

・ 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発を進めます。

・ 消費者被害を防止するため、近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域

づくりを支援します。

・ 悪質商法による消費者被害を防止するため、その手口や防止方法を紹介する講座の開催など、地域の実情や障がいの状況に応じた形で、障がいのある人への啓発や情報提供を行います。

エ　感染症対策

・ 感染症の発生時においても、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。また、必要に応じて、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援協議部会等において、意見集約や課題整理を行うなど、円滑な障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

第６章　地域で安心して暮らすために

1　保健・医療

現状と課題

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりの状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられる体制が必要であり、福祉サービスや在宅医療などのより一層の充実が求められています。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮に加え、アクセスや設備などの整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携して進めていく必要があります。

配慮や支援を要する障がいのある人が入院した際は、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、それを支援するための制度整備も必要です。2018（平成 30）年４月より入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、利用できる方は限定されており、障がいのある人が、地域で安心した生活が送れるよう、様々な障がい種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

今後の高齢化等に伴う地域における医療ニーズの質や量の変化を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築していく必要があります。

2011（平成 23）年に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施が可能となりましたが、引き続きサービス提供基盤の充実が必要です。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉等が連携し、支援体制を整備することが必要です。また、2021（令和３）年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアを必要とする児童や

その家族が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、支援の充実が求められています。

乳幼児健康診査等で障がいが疑われたこどもに関しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。さらに、障がいのあるこどもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

ひきこもり等の課題に対応するためには、相談体制の充実や安心して過ごせる居場所づくり等の取組が必要です。

また、精神障がいのある人が安心して地域で生活するうえでは、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

しかし、市内には精神科の専門病院が非常に少なく、精神科病床も限られており、入院医療の多くは市外の精神科病院で行われています。

そのため、「大阪府医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら、大阪府、堺市と共同で精神科救急医療体制[1]の整備を行うとともに、2005（平成 17）年より「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置しています。

大阪市単独事業としては 2008（平成 20）年７月から休日・夜間の救急外来対応ができる診療所の固定化を図り、一次救急医療体制[2]の強化を行いました。

2015（平成 27）年 8 月からは、一般救急病院や救命救急センターにおいて、精神科合併症患者の身体的な治療を終えた患者がスムーズに精神的な治療を受けることができる「精神科合併症支援システム」の運用を大阪府、堺市と共同で行っています。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関しては、依存症者及びその家族等のニーズに対応できるよう、医療機関や回復施設、自助グループ、民間団体等と相互に連携して、

1　休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

2　休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。

難病に関しては、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的､経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談､在宅療養における居宅生活支援、また､疾病に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

そのほか、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するうえでも、地域生活での様々な医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制、緊急時の支援体制、在宅療養における支援サービス等の整備・充実が求められるところです。

◆◆◆◆◆◆◆◆2022（令和４）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **障がい者施策全般に望むこと【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

（上位 10 項目のみ掲載）

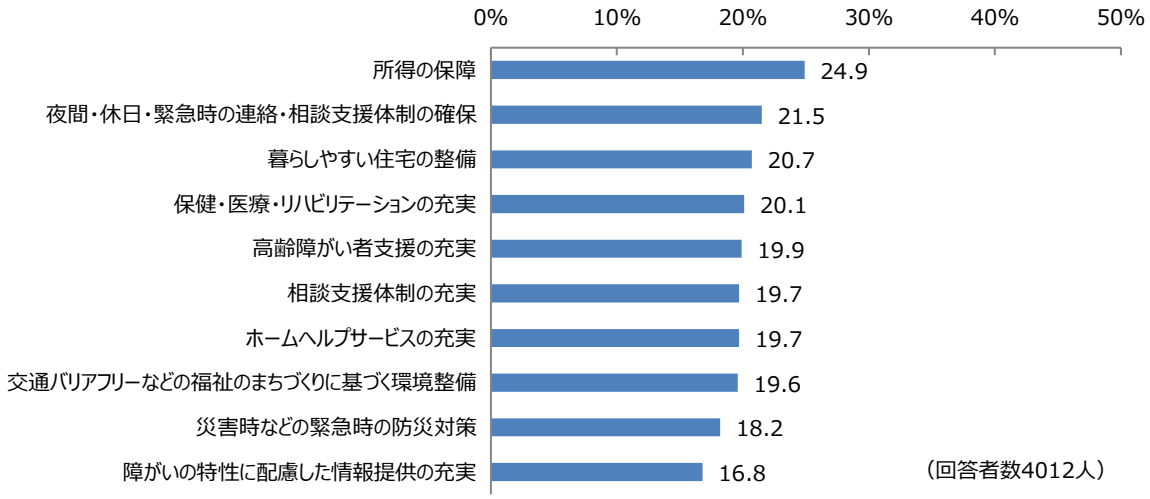

障がい者施策全般に望むことにおいて、「保健・医療・リハビリテーションの充実」と回答された方が 20.1%おられ、保健・医療分野の充実への関心の高さがうかがえます。

○ **必要な支援や取組【複数回答】**（障がい者本人用調査票）

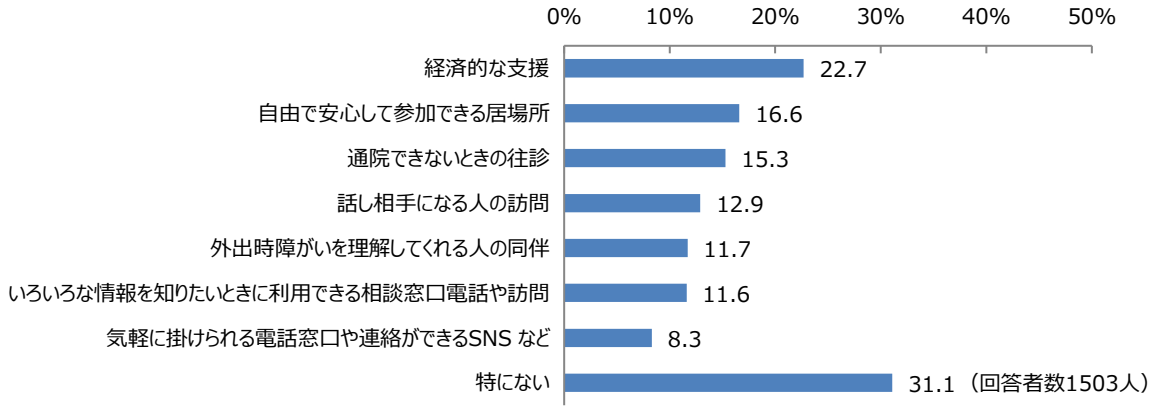

ほとんど外出せず家にいることが多い方が求める必要な支援や取組としては、「経済的な支援」が最も多く、次いで「自由で安心して参加できる居場所」となっています。

○ **医療に関する困りごと【複数回答】**（障がい者本人用調査票）　（上位 10 項目のみ掲載）

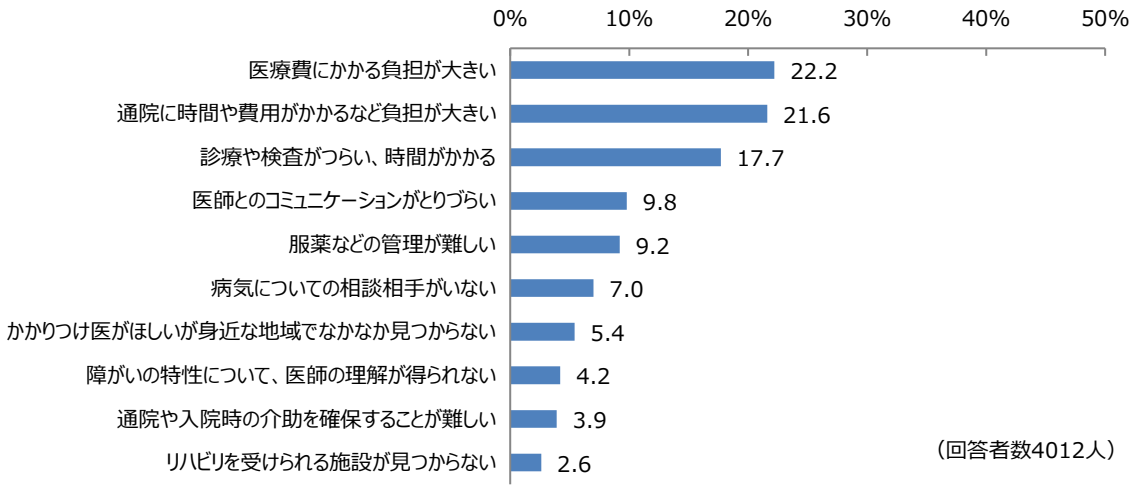

「医療費にかかる負担が大きい」が最も多く、次いで「通院に時間や費用がかかるなど負担が大きい」となっています。医療費の負担軽減のほか、通院や医師とのコミュニケーションに関する支援が求められています。

◆◆

（　課　題　）

①　総合的な保健、医療施策の充実

ア　障がいのある人の健康管理の推進

イ　受診機会の保障

②　地域におけるリハビリテーション・医療の充実

ア　地域におけるリハビリテーション体制の整備

イ　中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実

ウ　地域における医療連携体制の構築

エ　医療的ケアの体制整備

③　療育支援体制の整備

ア　療育支援体制の充実

イ　連携の強化

④　さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

ア　精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

イ　依存症対策の推進

ウ　難病患者への支援

施策の方向性

（１）総合的な保健、医療施策の充実

安心して適切な医療を受けることができるよう、医療機関の受診等に関する支援体制の整備等を行い、健康の維持・増進につなげます。

ア　障がいのある人の健康管理の推進

・ 障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなるため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

イ　受診機会の保障

・ 大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。

・ 医療機関受診に際して、支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。

・ 配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合について、入院先の医療機関で重度訪問介護を利用できる対象者の範囲を拡大するなど、十分な対応が可能となるよう、国に対して引き続き制度整備を働きかけていきます。

・ コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。

・ 障がいのある人の歯科診療について、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。

・ 障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大について、大阪府へ要望するとともに、

国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。

・ 重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。

（２）地域におけるリハビリテーション・医療の充実

さまざまなニーズに対応できるリハビリテーションおよび医療の充実に向け、関係機関との連携や支援体制の構築をおこないます。

ア　地域におけるリハビリテーション体制の整備

・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、また筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

・ 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。

・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。

イ　中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実

・ 中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携を

して、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

ウ　地域における医療連携体制の構築

・ 地域に必要な医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）を確保するため、病床の機能分化・連携を促進して不足する医療機能の充足を図り、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築していきます。

エ　医療的ケアの体制整備

・ 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念にのっとり、「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関で連携・協議を行い、必要な施策の実現に向け検討していきます。

・ 特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。

・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できるようなサービスの充実や報酬の見直しを国に要望していきます。

・ 障がい福祉サービス事業所等に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。

（３）療育支援体制の整備

障がいのある子どもの早期かつ適切な療育支援体制を整備するとともに、子どもを取り巻く家族を含めた支援等を通じ、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。

ア　療育支援体制の充実

・ 大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。

・ 障がいのあるこどもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や４・５歳児発達相談等によって障がいが疑われたこどもへの早期療育支援体制の充実に努めます。

・ 発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。

・ 保護者も含めた家族を支援する観点に立ち、地域で安心して子育てを行っていけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。

イ　連携の強化

・ 障がいのあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。

（４）さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

障がい特性に応じた相談体制の充実や普及啓発、ニーズに応じた保健・医療体制の構築等を通じて、地域生活を支援します。

ア　精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター（生活支援型）などとの連携を強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、区精神保健福祉相談員等へ助言・指導などの技術的支援を行います。
- 精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（健康増進と疾病の予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。
- 相談支援体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適応するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、精神障がいのある人が、集団的な関わりを持つなかで日常生活リズムを整え、日常生活圏の拡大や仲間づくりを行うことを支援します。
- 精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実を図るとともに、2015（平成 27）年 8 月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、身体科疾患を併発する患者に対する救急医療体制の充実を図ります。
- 身体科疾患を併発する精神障がいのある人が、できる限り身近なところで医療を受けることができるよう、一般病院との連携をより一層進めていきます。

イ　依存症対策の推進

・ アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症者の支援者に対する研修を実施するとともに、依存症者の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。

・ 依存症に関する相談窓口を設置し、依存症者やその家族、支援者等に対する専門相談の充実を図ります。

・ 地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症者の支援についての協議、検討を進めます。

・ 依存症対策をより強化するため、大阪府と共同で「（仮称）大阪依存症センター」の開設に向け、2023（令和５）年度から「（仮称）大阪依存症センター機能検討会議」を設置し、同センターが担うべき機能について今後議論を進めます。

ウ　難病患者への支援

・ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後、医療費の助成対象となる疾病は順次拡大されており、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。

・ 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。

第１章　計画の策定にあたって

1　計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第 88 条第１項に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として７期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2024（令和６）年度から 2026（令和８）年度の３年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第１項に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するもので、大阪市として３期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2024（令和６）年度から 2026（令和８）年度の３年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の７項目を示しています。

1　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

2　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

4　地域共生社会の実現に向けた取組

5　障害児の健やかな育成のための発達支援

6　障害福祉人材の確保・定着

7　障害者の社会参加を支える取組定着

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の７つの成果目標を定めています。

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

3　地域生活支援の充実

4　福祉施設から一般就労への移行等

5　障害児支援の提供体制の整備等

6　相談支援体制の充実・強化等

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2024（令和６）年度から 2026（令和８）年度までの３年間における各サービス等の見込量を定めます。

2　計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

第２章　成果目標

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

【障がい者支援計画】 第３章　地域生活への移行のために（P.●～●）
（現状と課題）「１入所施設からの地域移行」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）～（３）（P.●～●）

（１）成果目標

①　地域移行者数

76 人（2023（令和５）年度から 2026（令和８）年度の４年間）

②　施設入所者数

1,261 人（2022（令和４）年度末）→　1,197 人（2026（令和８）年度末）

【64 人の減】

（２）成果目標の考え方

①　地域移行者数について、第６期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の６％以上を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306 人）の６％（79 人）に、第５期計画における未達成者見込（23 人）を加えた 102 人を 2023（令和５）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2023（令和５）年度末には 151 人となる見込みであり、第６期計画の目標数値は達成する見込みです。

第７期計画における国の基本指針では、2022（令和４）年度末時点の施設入所者数の６％以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和４）年度末の施設入所者数（1,261 人）の 6%（76 人）を 2026（令和８）年度末までに地域移行するものとして設定します。

直近の地域移行実績では、入所時点から在宅復帰を目的に自立訓練を利用している

人が多く含まれることから、取組を進めるにあたっては、日中活動として生活介護を利用している人など、入所が長期になる傾向にある人に着目して地域移行の推進に取り組みます。

② 施設入所者数について、第６期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の入所者数の 1.6%以上削減を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306 人）の 1.6%を削減することとし、2023（令和５）年度末時点の施設入所者数を 1,285 人として設定しました。2023（令和５）年度には 1,245 人となる見込みであり、第６期計画の目標数値は達成する見込みです。

第７期計画における国の基本指針では、2022（令和４）年度末時点の施設入所者数の５%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和４）年度末の施設入所者数（1,261 人）の５%（64 人）を削減することとし、2026（令和８）年度末の施設入所者数を 1,197 人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

① 2022（令和４）年度末時点の施設入所者数の６％以上の地域生活への移行を基本とし、現計画で定める 2023（令和５）年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

② 2022（令和４）年度末時点の施設入所者数の５％以上の削減を基本とし、現計画で定める 2023（令和５）年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18 歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① 国の基本指針に沿って目標を設定。

② 障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、2022（令和４）年度末の施設入所者数の 1.7%以上削減することを基本として設定。

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障がい者支援計画】 第３章　地域生活への移行のために（P.●～●）
（現状と課題）「２精神科病院からの地域移行」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）～（３）（P.●～●）

（１）成果目標

①　精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数
１年平均　325.3 日以上（2026（令和８）年度）

②　精神病床における１年以上の長期入院者数
1,690 人（2022（令和４）年度）→　1,559 人（2026（令和８）年度）
【131 人の減】　　※　65 歳以上と 65 歳未満の区別は設けません。

③　精神病床における早期退院率
・ 入院後３か月時点　　68.9%以上（2026（令和８）年度）
・ 入院後６か月時点　　84.5%以上（2026（令和８）年度）
・ 入院後１年時点　　91.0%以上（2026（令和８）年度）

④　地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）
60 人（各年度 20 人）

（２）成果目標の考え方

①　国の基本指針に基づき、退院後１年以内の地域における平均生活日数を 325.3 日以上と設定します。

②　精神病床における１年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。
　一方、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の 2015（平成 27）年（9,906 人）から 2019（令和元）年（9,113 人）

までの長期入院患者の減少率（2.0%）を用いて、2021（令和３）年の実績から 2023（令和５）年の長期入院患者数を想定し、そこから算出した 2026（令和８）年の長期入院患者数（8,193 人）を目標値としています。

地域移行の取組は大阪府と連携しながら府内の精神科病院において推進していることから、大阪府と同様、減少率を年平均２％とし、2022（令和４）年の実績（1,690 人）から 2026（令和８）年の目標値（1,559 人）を算出しました。なお、大阪府と同様、年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分は設定していません。

2022（令和４）年度精神科在院患者調査報告（大阪府、大阪市、堺市）では、長期入院者（1,690 人）のうち１年以上５年未満が 871 人（51.5%）、５年以上 10 年未満が 358 人（21.2%）、10 年以上が 461 人（27.3%）となっています。引き続き、対象者の意向を踏まえつつ、退院意欲が喚起できるよう丁寧な支援を行っていきます。

③　精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後 3 か月時点は 68.9%以上、入院後 6 か月時点は 84.5%以上、入院後１年時点は 91.0%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

④　大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第６期計画と同様に 60 人とします。

〔参考〕国の基本指針

① 2026（令和８）精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上に設定。

② 国が提示する推計式を用いて、2026（令和８）年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を設定。

③ 2026（令和８）年度における入院後３か月時点の退院率を 68.9%以上、入院後６か月時点の退院率を 84.5%以上、入院後１年時点の退院率を 91.0%以上に設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① ③ については、国の基本指針に沿って目標を設定。

② については、大阪府においては、1 年以上の長期入院患者数の減少率に着目し、目標値を設定。新型コロナ感染症拡大の影響を受けた令和２年度より以前の５年間の長期入院患者の減少率を用いて、令和３年の実績から令和５年の長期入院患者数を 8,704 人と想定。さらに、令和５年想定値から令和８年の長期入院患者数を 8,193 人と算出。各市町村は、1 年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分を設けない。

３　地域生活支援の充実

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）「１権利擁護・相談支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（２）相談支援及びその体制の充実（P.●）
（現状と課題）「２生活支援」P.●～●）
（施策の方向性）（２）居住系サービス等の充実（P.●）

（１）成果目標

① 地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年１回以上実施する

② 2026（令和８）年度までに、強度行動障がいのある人の実情や求める支援サービス等に関する調査及び大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施する

（２）成果目標の考え方

① 第６期計画の国の基本指針において、2023（令和５）年度末までの間、１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することが示されました。

大阪市では、事業者同士が連携して、障がいのある人の地域生活を支える面的整備型を基本として、地域生活支援拠点等の各機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備を進めています。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、市地域自立支援協議会等において有識者の意見を聴きながら検討を進めてきており、第７期計画の国の基本指針においても、引き続きの整備と、年１回以上の運用状況の検証及び検討が示されたことから、大阪市では、引き続き市地域自立支援協議会等において、支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行い、その機能充実に努めます。

② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体制も必要であり、大阪府との連携が重要です。そのため、身近な地域の事業者が適切に

サービスを提供することができる体制づくりに向けて、支援ニーズの把握に向けた調査を行うとともに、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とするなど、その特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう取組を進めます。

〔参考〕国の基本指針

① 令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

② 令和８年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① 国の基本指針に沿って目標を設定。

② 国の基本指針の趣旨を踏まえ、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。

・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施

・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和４年３月）を参考とした取組を実施

４　福祉施設から一般就労への移行等

【障がい者支援計画】 第４章　地域で学び・働くために（P.●～●）
（現状と課題）「２就業」（P.●～●）
（施策の方向性）（３）福祉施設からの一般就労（P.●）

（１）成果目標

① 2026（令和８）年度の就労移行支援事業等（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）を通じた一般就労への移行者数　1,140 人

② 2026（令和８）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数　717 人

③ 2026（令和８）年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 221 人

④ 2026（令和８）年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 118 人

⑤ 2026（令和８）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合　６割以上

⑥ 2026（令和８）年度の就労定着支援事業の利用者数　505 人

⑦ 2026（令和８）年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が７割以上となる就労定着支援事業所の割合　２割５分以上

⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める

⑨ 就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額　検討中

（※）過去６年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

（２）成果目標の考え方

① 国の基本指針に基づき、2026（令和８）年度中に、就労移行支援事業・就労継続支援事業・自立訓練事業・生活介護事業を通じて一般就労に移行する者を、2021（令和３）

年度の一般就労への移行実績（811 人）の 1.28 倍（1,039 人）として設定します。加えて、大阪市では、就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を通じた一般就労者数の直近実績である人数（101 人）を合算した 1,140 人を目標値とします。

② 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和３）年度移行実績の 1.31 倍（717 人）を目標値として設定します。

③ 就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和３）年度移行実績の 1.29 倍（209 人）に、令和５年度の未達成者見込（12 人）を加えて目標値を設定します。

④ 就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2021（令和３）年度移行実績の 1.28 倍（118 人）を目標値として設定します。

⑤ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合について、大阪市の実情を踏まえ、大阪府の基本的な考え方と同様に、事業所全体の６割以上として目標値を設定します。

⑥ 就労定着支援事業の利用者数について、国の基本指針に基づき、2021（令和３）年度末実績の 1.41 倍（505 人）を目標値として設定します。

⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合について、国の基本指針に基づき、事業所全体の２割５分以上として目標値を設定します。

⑧ 国の指針に基づき、各区地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めます。

⑨ 就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額については、今後示される大阪府の目標等の考え方等を踏まえて設定予定

〔参考〕国の基本指針

① 2026（令和８）年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和３）年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本として設定。

② 2026（令和８）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和３）年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本として設定。

③ 2026（令和８）年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和３）年度実績の概ね 1.29 倍以上とすることを基本として設定。

④ 2026（令和８）年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を、2021（令和３）年度実績の概ね 1.28 倍以上とすることを基本として設定。

⑤ 2026（令和８）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本として設定。

⑥ 2026（令和８）年度の就労定着支援事業の利用者数を、2021（令和３）年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本として設定。

⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を全体の２割５分以上とすることを基本として設定。

⑧ 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本として設定。

※ ①から④について、現計画で定める 2023（令和５）年度末までの数値目標が達成されない場合は、未達成割合を 2026（令和８）年度の各々の目標値に加えた割合以上とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① から ④ 及び ⑥ ⑦ について、国の基本指針に沿って目標を設定。

⑤ について、大阪府の実情を踏まえ、2026（令和８）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の６割以上として設定。

⑧ について、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。

⑨ 管内の就労継続支援 B 型事業所において設定した令和３年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。

5　障がい児支援の提供体制の整備等

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）「２生活支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（４）障がいのあるこどもへの支援の充実（P.●）
第４章　地域で学び･働くために
（現状と課題）「１保育･教育」（P.●）
（施策の方向性）（１）就学前教育の充実（P.●）

（１）成果目標

① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

・2026（令和８）年度の児童発達支援センターの設置　11 か所
・児童発達支援センターや地域の障がい児通所事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努める

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

・2026（令和８）年度の児童発達支援事業所　40 か所
・2026（令和８）年度の放課後等デイサービス事業所　45 か所

③ 医療的ケアの必要な児童支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を定期的に開催する
・2026（令和８）年度末時点の医療的ケア児等コーディネーターの配置数　199 人

④ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

・障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるように、大阪市が設置する「障がい児移行支援調整会議」において移行調整を進める

（２）成果目標の考え方

①　児童発達支援センターについて、国の基本指針では、2026（令和８）年度末までに各市町村に少なくとも１か所以上の設置を基本としているなか、大阪市は既に、福祉型児童発達支援センター10 か所、医療型児童発達支援センター１か所が設置されており、実施体制は確保されています。

　また、すべての児童発達支援センターを含め 102 か所の事業所が保育所等訪問支援事業を実施していることから、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

②　国の基本指針では、2026（令和８）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本としているなか、大阪市では既に、児童発達支援事業所 40 か所、235 人分の定員数、放課後等デイサービス事業所 45 か所、263 人分の定員数を確保していますが、それぞれの障がい特性に配慮した適切な療育支援が行われるよう、引き続き支援体制の確保に努めます。

③　大阪市では、医療的ケア児支援のための関係機関として、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関の協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」について、2023（令和５）年度に新たに要綱を制定し、開催期間を 2026（令和８）年度末までとしています。今後、継続的に施策検討を行っていくため、毎年度定期的に開催することを目標として設定します。

　また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童とその家族を適切な支援へつなげることなど総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えることから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。2023（令和５）年度末時点で見込まれるコーディネーター配置数に、今後実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了見込み人数を加え、199 人を配置することを目標とします。

④　こども相談センターが開催する移行調整の協議の場（障がい児移行支援調整会議）において、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行困難ケースを早期に把握したうえで円滑な移行調整を進めます。

〔参考〕国の基本指針

① 2026（令和８）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。
また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026（令和８）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

② 2026（令和８）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。

③ 2026（令和８）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要なこども等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

④ 障がい児入所施設に入所している児童が、18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2026（令和８）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① ② について、国の基本指針に沿って目標を設定。なお、②の目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考とする。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定する。

③ について、国の基本指針の趣旨を踏まえて目標を設定。すでに協議の場を設置している場合は、心身状況に応じた支援を受けることができるよう協議の場を活性化する。また、コーディネーターは、福祉関係、医療関係各１名以上、地域の実状に応じて配置する。

④ 政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるよう目標を設定。

６　相談支援体制の充実・強化等

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）「1 権利擁護・相談支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（２）相談支援及びその体制の充実（P.●）

（１）成果目標

① 各区の障がい者基幹相談支援センターにおいて、区保健福祉センター等と連携しながら地域づくりを進め、地域の相談支援体制の強化を図る

② 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組む

（２）成果目標の考え方

① 国の基本指針において、障がい者基幹相談支援センターは、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うことが期待されています。

大阪市では、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人やその家族等からの相談に応じるとともに、地域の相談支援事業者への専門的な助言や、各種相談機関等との連携強化の取組を通して、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者は年々増加し、対象者の課題も複雑・多様化している状況です。

各区の障がい者基幹相談支援センターに、主として地域づくり・人材育成を担う職員を配置する等、引き続き相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

② 区地域自立支援協議会においては、各区の障がい者基幹相談支援センターが、区保健福祉センターと連携して、企画・運営や地域の障がい福祉サービス等事業所のネットワークづくり等に主体的に参画して取組を進めています。

また、各区の協議会において、地域の課題を集約し、それに応じた社会資源の改善や新たな社会資源の開発に向けた取組を行っています。

2024（令和６）年に施行される改正障害者総合支援法では、協議会において個別事例を情報共有することが明記され、参加者に対する守秘義務や関係機関による情報提供に関する努力義務が設けられたことから、これらの取組を通じて、地域の支援体制の整備が進められるよう、必要な地域自立支援協議会の体制確保に取り組みます。

〔参考〕国の基本指針

① 2026（令和８）年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① 2026（令和８）年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保。

② 2026（令和８）年度末までに、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保。

府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進。

７　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）「２生活支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）～（４）（P.●～●）

（１）成果目標

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、次の事項を実施する体制を構築します。

①　報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。

②　「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、大阪府及び府内の審査事務及び指定権限を担っている市町村等と不正請求等の発見・防止策、指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導について課題や対応策を協議する。

（２）成果目標の考え方

国の基本指針において、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供することが重要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するよう示されています。

また、大阪府の基本的な考え方では、国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるためとして、具体的な目標が示されています。

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、請求審査に係る変更点や留意事項等について、年 1 回開催する集団指導等において事業所への資料提供及び要点の説明を行い、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起を行います。

さらに、大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」へ参加して、関係市町

村との情報共有・連携を図ることにより、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組みます。

〔参考〕国の基本指針

2026（令和８）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定する。（2026（令和８）年度末までに）

・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

第３章　各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の一人当たりの利用量のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていきます。

また、本計画の数値は必要なサービス量の見込みであり、提供量の上限とすることを意図するものではありません。

1　訪問系サービス及び短期入所

（１） 居宅介護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	5,744 人	140,047 時間	6,112 人	143,128 時間	6,503 人	146,276 時間
知的障がい者	3,420 人	67,020 時間	3,639 人	68,495 時間	3,872 人	70,002 時間
精神障がい者	7,239 人	134,112 時間	7,702 人	137,062 時間	8,195 人	140,078 時間
障がい児	505 人	9,325 時間	537 人	3,830 時間	572 人	9,740 時間
合計	16,908 人	350,504 時間	17,990 人	352,515 時間	19,142 人	366,096 時間

居宅介護は、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として見込量を設定します。

（２） 重度訪問介護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,754 人	260,766 時間	1,754 人	265,199 時間	1,754 人	269,707 時間
知的障がい者	88 人	11,110 時間	88 人	11,299 時間	88 人	11,491 時間
精神障がい者	55 人	5,890 時間	55 人	5,990 時間	55 人	6,092 時間
合計	1,897 人	277,766 時間	1,897 人	282,488 時間	1,897 人	287,290 時間

重度訪問介護は、利用者数は横ばいとなっておりますが、一人当たりが利用するサービス量は増加傾向にあります。重度の障がいがある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、今後も同水準で推移するものとして見込量を設定します。

（３） 同行援護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,362 人	34,449 時間	1,376 人	34,793 時間	1,390 人	35,141 時間
障がい児	7 人	135 時間	7 人	136 時間	7 人	137 時間
合計	1,369 人	34,584 時間	1,383 人	34,929 時間	1,397 人	35,278 時間

同行援護は、視覚障がいのある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（４） 行動援護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
知的障がい者	574 人	12,494 時間	656 人	14,280 時間	749 人	16,322 時間
精神障がい者	18 人	568 時間	21 人	650 時間	24 人	742 時間
障がい児	63 人	763 時間	72 人	872 時間	82 人	997 時間
合計	655 人	13,825 時間	749 人	15,802 時間	855 人	18,061 時間

行動援護は、特に行動上著しい困難がある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者０人の見込みとします。

（５） 短期入所（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	391 人	3,102 日	408 人	3,240 日	426 人	3,384 日
知的障がい者	626 人	4,760 日	654 人	4,971 日	683 人	5,192 日
精神障がい者	27 人	262 日	28 人	274 日	29 人	286 日
障がい児	277 人	2,449 日	289 人	2,558 日	302 人	2,672 日
合計	1,321 人	10,573 日	1,379 人	11,043 日	1,440 人	11,534 日

短期入所は、利用が増加傾向にあり、今後における利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

2　日中活動系サービス

（１） 生活介護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	2,988 人	51,761 日	3,045 人	52,746 日	3,103 人	53,753 日
知的障がい者	3,594 人	71,364 日	3,662 人	72,723 日	3,732 人	74,111 日
精神障がい者	570 人	7,541 日	581 人	7,685 日	592 人	7,832 日
合計	7,152 人	130,666 日	7,288 人	133,154 日	7,427 人	135,696 日

生活介護は、利用が増加傾向にあり、今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、これまでと同様に利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（２） 自立訓練（機能訓練）（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	130 人	1,235 日	157 人	1,495 日	190 人	1,808 日
知的障がい者	6 人	61 日	7 人	74 日	8 人	89 日
精神障がい者	50 人	660 日	60 人	799 日	73 人	966 日
合計	186 人	1,956 日	224 人	2,368 日	271 人	2,863 日

自立訓練（機能訓練）は、利用者がやや増加傾向にあります。そのため、これまでと同様に利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（３） 自立訓練（生活訓練）（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	100 人	949 日	111 人	1,047 日	123 人	1,157 日
知的障がい者	155 人	2,944 日	172 人	3,249 日	191 人	3,590 日
精神障がい者	259 人	4,424 日	287 人	4,883 日	318 人	5,395 日
合計	514 人	8,317 日	570 人	9,179 日	632 人	10,142 日

自立訓練（生活訓練）は、利用者がやや増加傾向にあります。そのため、これまでと同様に利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（４） 就労選択支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	－	－				
知的障がい者	－	－				
精神障がい者	－	－				
合計	－	－				

（令和７年 10 月開始予定の事業。府より国に見込量の考え方等について確認中のため、確認後に設定します。）

（５） 就労移行支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	116 人	2,349 日	117 人	2,371 日	118 人	2,393 日
知的障がい者	306 人	5,425 日	309 人	5,475 日	312 人	5,526 日
精神障がい者	1,086 人	16,853 日	1,096 人	17,010 日	1,106 人	17,168 日
合計	1,508 人	24,627 日	1,522 人	24,856 日	1,536 人	25,087 日

就労移行支援は、徐々に利用が増加しており、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（６） 就労継続支援Ａ型（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	1,131 人	20,799 日	1,252 人	23,026 日	1,386 人	25,492 日
知的障がい者	1,122 人	21,309 日	1,242 人	23,591 日	1,375 人	26,117 日
精神障がい者	2,163 人	37,799 日	2,395 人	41,847 日	2,651 人	46,329 日
合計	4,416 人	79,907 日	4,889 人	88,464 日	5,412 人	97,938 日

就労継続支援Ａ型は、着実に利用が増加してきており、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（７） 就労継続支援Ｂ型（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	2,353 人	39,844 日	2,807 人	47,535 日	3,349 人	56,711 日
知的障がい者	4,472 人	78,235 日	5,335 人	93,337 日	6,365 人	111,355 日
精神障がい者	6,972 人	116,614 日	8,318 人	139,125 日	9,923 人	165,981 日
合計	13,797 人	234,693 日	16,460 人	279,997 日	19,637 人	334,047 日

就労継続支援Ｂ型は、大幅に利用が増加しており、今後における利用ニーズも高く、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（８）就労定着支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	598 人	705 人	832 人

就労定着支援は、利用者が増加傾向にあり、これまでと同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（９）療養介護

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	325 人	328 人	331 人

療養介護の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同水準の利用が継続するものとして見込量を設定します。

３　居住系サービス及び自立生活援助

（１）共同生活援助（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	4,907 人	5,496 人	6,156 人

共同生活援助は、利用ニーズが高く、利用者が着実に増加しています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、グループホーム整備助成や市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進するため、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

（２）施設入所支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	1,229 人	1,213 人	1,197 人

施設入所支援は、成果目標として 2026（令和 8）年度末の施設入所者数を 1,197 人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

（３）自立生活援助（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	12 人	13 人	13 人

自立生活援助は、サービス利用が低調となっていることから、その分析及びサービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、直近の実績を踏まえ、今後も同水準の利用状況が継続するものとして設定します。

（４）地域生活支援拠点等（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
設置箇所数	１か所	１か所	１か所
コーディネーターの配置人数	24 人	24 人	24 人
機能の充実に向けた 検証及び検討の実施回数	１回	１回	１回

大阪市では、市域を１つの面として事業者同士が連携して地域生活を支える体制の整備を進めているため、箇所数は１か所としていますが、相談機能や地域の体制づくり機能等は、各区を単位として整備を進めています。また、各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、地域づくりや人材育成等のコーディネーター機能を担うこととしています。

支援の実績等を踏まえて、引き続き年１回以上、運用状況を検証および検討します。

４　指定相談支援

（１） 計画相談支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	3,083 人	3,249 人	3,415 人
知的障がい者	3,295 人	3,528 人	3,761 人
精神障がい者	5,782 人	6,304 人	6,826 人
障がい児	14 人	14 人	14 人
合計	12,174 人	13,095 人	14,016 人

計画相談支援は、利用者が着実に増加していますが、相談支援の必要性は高まる一方であり、引き続き相談支援専門員の増加等、相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。

見込量としては、直近の利用実績の推移を踏まえて設定します。

（２） 地域移行支援（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	5 人	5 人	5 人
知的障がい者	3 人	3 人	3 人
精神障がい者	27 人	27 人	27 人
合計	35 人	35 人	35 人

地域移行支援は、サービス利用が低調となっていることから、サービス利用の促進を図りつつ、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善を働きかけます。見込量としては、施設入所者や精神科病院入院者の地域移行者数の見込みなどを考慮して設定します。

（３） 地域定着支援（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	264 人	278 人	292 人
知的障がい者	221 人	235 人	249 人
精神障がい者	338 人	349 人	360 人
合計	823 人	862 人	901 人

地域定着支援は、利用者が着実に増加しており、地域において安心して生活ができるように引き続き利用の促進に努めます。見込量としては、直近の増加状況が継続するものとして設定します。

5　障がいのあるこどもに対する支援

（１）児童発達支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	6,132 人	7,036 人	8,074 人
月あたり利用日数	77,537 日	90,976 日	106,745 日

児童発達支援は、利用者が増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（２）放課後等デイサービス（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	11,646 人	13,272 人	15,125 人
月あたり利用日数	151,764 日	173,328 日	197,956 日

放課後等デイサービスは、利用者が着実に増加しています。事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要がありますが、見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて設定します。

（３）保育所等訪問支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	1,427 人	1,921 人	2,587 人
月あたり利用回数	2,149 回	2,910 回	3,941 回

保育所等訪問支援は、利用者が増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（４）居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	5 人	5 人	5 人
月あたり利用日数	13 日	13 日	13 日

居宅訪問型児童発達支援は、利用実績が横ばいであり、サービス提供が可能な人員体制を整備している事業所が限られることから、今後も同水準の利用状況が継続するものとして見込量を設定します。

（５）障がい児相談支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	3,932 人	4,761 人	5,764 人

障がい児相談支援は、利用者が着実に増加していますが、相談支援の必要性は高まる一方です。計画相談支援と同様に、相談支援体制の充実に向けた取組を進めつつ、見込量と

しては、直近の増加状況を踏まえて設定します。

（６）医療的ケアの必要なこどもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
配置人数	131 人	165 人	199 人

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児とその家族を適切な支援へ繋げること等総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えることから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。

見込量としては、成果目標として 2026（令和 8）年度末のコーディネーターの配置人数を 199 人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

６　発達障がいのある人等に対する支援

（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
開催回数	２回	２回	２回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会　発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的に開催します。

（２）発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
相談件数	2,800 件	2,800 件	2,800 件

発達障がい者支援センターの相談件数については、相談内容が多岐に渡っており、前計画を上回っています。2024（令和 6）年度以降は、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

（３）発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
関係機関への助言件数	530 件	530 件	530 件
外部機関・地域住民への研修	248 件	248 件	248 件
外部機関・地域住民への啓発	3 件	3 件	3 件
支援プログラム等の受講者数	740 人	740 人	740 人

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

関係機関への助言件数、外部機関・地域住民への研修・啓発件数については、前計画と同程度で推移するものと見込みます。

ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等については、市内各地域で実施するなど、受講機会の確保を行っています。2021（令和 3）年度及び 2022（令和 4）年度の受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前計画を下回っていますが、2024（令和 6）年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大前の平均受講者数をもとに見込みます。

7　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
開催回数	２回	２回	２回

大阪市では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、「大阪市障がい者施策推進協議会　精神障がい者地域生活支援部会」として位置づけており、定期的に開催します。

（２）保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
参加者数	10 人	10 人	10 人

協議の場への関係者の参加について、10 人を見込みます。

（３）保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
評価の実施回数	１回	１回	１回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施を、毎年度１回実施します。

（４）精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
地域移行支援利用者数	27 人	27 人	27 人
地域定着支援利用者数	338 人	349 人	360 人

直近の実績等を踏まえ、地域移行支援及び地域定着支援者の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

（５）精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）利用者数

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
共同生活援助利用者数	1,306 人	1,462 人	1,637 人
自立生活援助利用者数	3 人	4 人	4 人
自立訓練（生活訓練）利用者数	259 人	287 人	318 人

直近の実績等を踏まえ、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

８　相談支援体制の充実・強化のための取組

（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）障がい者基幹相談支援センターの設置

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
基幹相談支援センターの設置	24 か所	24 か所	24 か所

改正障害者総合支援法において、障がい者基幹相談支援センターの設置が努力義務化されました。大阪市においては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、引き続き各区に１か所ずつ障がい者基幹相談支援センターを設置します。

（２）障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
専門的な指導・助言件数	1,101 件	1,156 件	1,211 件
人材育成の支援件数	327 件	346 件	365 件
連携強化の実施回数	1,325 回	1,346 回	1,367 回
主任相談支援専門員の配置数	24 人	24 人	24 人

各区障がい者基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する後方支援件数については、直近の実績の推移から見込量を設定します。相談支援事業者に対する人材育成の支援件数及び他機関等との連携強化の取組に関しては、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいことから、影響を受ける前の 2018（平成 30）年度から 2019（令和元）年度の増加状況から見込量を設定します。

また、各区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置することにより、地域の体制づくりや人材育成に取り組みます。

（３）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
事例検討実施回数	48 回	96 回	144 回
参加事業者・機関数	240 事業者	480 事業者	720 事業者
専門部会の設置数	24 か所	24 か所	24 か所
専門部会の実施回数	228 回	228 回	228 回

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

9　障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

（第 2 部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
研修参加人数	49 人	49 人	49 人

障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用として、大阪府が実施する研修への本市

職員の参加について、直近の参加人数の実績から見込量を設定します。

（２）障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
集団指導での注意喚起	１回	１回	１回

請求審査に係る変更点や留意事項等について、年１回開催する集団指導等において事業所への資料提供及び要点の説明を行い、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起を行います。

（３）指導監査結果の関係市町村との共有

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
指定指導業務に対する 調整会議への参加	１回	１回	１回

大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」へ参加し、関係市町村との情報共有・連携を図ります。

第４章　地域生活支援事業

1　実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画の数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

- ○　理解促進・研修啓発事業
- ○　自発的活動支援事業
- ○　相談支援事業
- ○　成年後見制度利用支援事業
- ○　成年後見制度法人後見支援事業
- ○　地域自立支援協議会
- ○　発達障がい者支援センター運営事業
- ○　障がい児等療育支援事業
- ○　日常生活用具給付事業
- ○　移動支援事業
- ○　地域活動支援センター事業
- ○　手話奉仕員養成研修事業
- ○　手話通訳者設置事業
- ○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- ○　精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

【任意事業】

- ○　訪問入浴サービス事業
- ○　日中一時支援事業

2　事業量の見込み

【必須事業】

（１）理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

（２）自発的活動支援事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

（３）相談支援事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
相談支援事業	24 か所	24 か所	24 か所
基幹相談支援センター			
住宅入居等支援事業	33 か所	33 か所	33 か所

（４）成年後見制度利用支援事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
実施箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
年間実利用者数	285 人	298 人	311 人

（５）成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
実施箇所数	１か所	１か所	１か所

（６）地域自立支援協議会（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
実施箇所数	25 か所	25 か所	25 か所

（７）発達障がい者支援センター運営事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
年間利用者数（実人数）	846 人	846 人	846 人

（８）障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
実施箇所数	14 か所	14 か所	14 か所

（９）日常生活用具給付等事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
介護訓練支援用具	274 件	274 件	274 件
自立生活支援用具	824 件	824 件	824 件
在宅療養等支援用具	560 件	560 件	560 件
情報・意思疎通支援用具	2,736 件	2,736 件	2,736 件
排泄管理支援用具	63,313 件	64,345 件	65,377 件
住宅改修費	51 件	51 件	51 件
合計	67,758 件	68,790 件	69,822 件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加の傾向であることを踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が継続するものとして見込量を設定します。

（10）移動支援事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度		2025(令和７)年度		2026(令和８)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	292 人	6,178 時間	293 人	6,178 時間	294 人	6,178 時間
知的障がい者	3,633 人	87,174 時間	3,654 人	87,697 時間	3,676 人	88,223 時間
精神障がい者	1,785 人	41,112 時間	1,845 人	42,510 時間	1,908 人	43,955 時間
障がい児	407 人	5,197 時間	408 人	5,197 時間	409 人	5,197 時間
合計	6,116 人	139,661 時間	6,201 人	141,582 時間	6,287 人	143,553 時間

外出時の支援については、利用者数は増加しており、現在の利用時間についても一定の水準で推移していることから、今後も同程度で推移するものとして見込量を設定します。

（11）地域活動支援センター（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
生活支援型	9 か所	9 か所	9 か所
活動支援Ａ型	32 か所	32 か所	32 か所
活動支援Ｂ型	4 か所	4 か所	4 か所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2024（令和 6）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。

活動支援型については、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、身近な地域において様々な活動等を提供する機能を担っていますので、今後の見込量は現在の箇所数が継続するものとして設定します。

（12）手話奉仕員養成研修事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
養成者数	699 人	699 人	699 人

（13）手話通訳者設置事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
「手話通訳士」資格者配置数	６人	６人	６人

「大阪市聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において配置している「手話通訳士」資格を有する職員数であり、引き続き事業を安定的に継続する必要があるため、今後の見込量についても、現在の配置数を維持するものとして設定します。本事業では、手話通訳者の派遣等のコーディネートや、区役所等に設置するタブレット端末を使用した遠隔手話通訳の実施、聴覚言語障がい者への生活相談等の業務を行っています。

（14）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
手話通訳者養成研修	登録試験合格者数	大阪府の資料により算出予定		
	養成講習修了者数			
要約筆記者養成研修	登録試験合格者数	14 人	18 人	20 人
	養成講習修了者数	40 人	40 人	40 人
盲ろう者通訳・介助者養成研修	登録者数	大阪府の資料により算出予定		
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数			

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

（15）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
手話通訳者派遣	件数	4,627 件	4,675 件	4,723 件
	時間数	5,632 時間	5,680 時間	5,729 時間
要約筆記者派遣	件数	221 件	221 件	221 件
	時間数	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳・介助者派遣	件数	大阪府の資料により算出予定		
	時間数			

※失語症者向け意思疎通支援者派遣事業にかかる見込量については、現在検討中

（16）精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
地域生活支援広域調整会議等事業（会議開催回数）	2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業（ピアサポート従事者数）	35 人	35 人	35 人
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員の配置）	有	有	有

【任意事業】

（17）訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
延べ件数	16,011 件	16,011 件	16,011 件

（18）日中一時支援事業

事業量の見込	2024(令和６)年度	2025(令和７)年度	2026(令和８)年度
月あたり利用人員	77 人	77 人	77 人
月あたり利用日数	427 日	427 日	427 日